



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 654 和歌山県地震・津波被害想定調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(防災企画課)..... 1
- 655 六箇井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 3
- 656 生馬土地改良区の解散 (")..... 3
- 657 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 658 車両制限令による道路の指定 (道路保全課)..... 4
- 659 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 4

○ 公安委員会告示

- 20 警備員指導教育責任者講習の実施 5
- 21 施設警備業務2級、雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級及び貴重品
運搬警備業務2級検定の実施 9

告 示

和歌山県告示第654号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県地震・津波被害想定調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県地震・津波被害想定調査業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

ア 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

イ この入札に係る地震・津波被害想定調査業務と同種同等規模以上の業務の契約（契約の相手方が国又は地方公共団体であるものに限る。）を平成23年度以降に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により応用理学部門の技術士の登録を受けた者（地球物理及び地球科学を選択科目として受験した者に限る。）が2名以上所属している者であること。

エ 技術士法第32条第1項の規定により建設部門の技術士の登録を受けた者（河川、砂防及び海岸・海洋を選択科目として受験した者に限る。）又はシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録を受けた者（RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有しているものに限る。）が2名以上所属している者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のイに掲げる要件を満たし、構成員のうち地震被害想定調査業務を担当する者は（1）のイ（地震被害想定調査業務に係る部分に限る。）及びウに掲げる要件を、津波被害想定調査業務を担当する者は（1）のイ（津波被害想定調査業務に係る部分に限る。）及びエに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（1）のイに掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（1）のウ及びエの要件を満たすことを証明する書類の写し

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって（1）のイからクまでの書類に代えることができる。

- (4) （1）のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年6月25日（火）から同年7月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月25日（火）午前9時から同年7月1日（月）午後5時30分までの間に和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年6月25日（火）から同年7月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和6

年7月5日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0902001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和6年7月16日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第656号

生馬土地改良区は、令和6年6月25日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第657号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第658号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般県道 井ノ口秋月線	和歌山市出島字音浦322番1地先から 和歌山市岩橋字堤添316番1地先まで
一般県道 岩橋栗栖線	和歌山市岩橋字堤添316番1地先から 和歌山市岩橋字中沼908番1地先まで
一般県道 井ノ口秋月線	和歌山市岩橋字高柳248番2地先から 和歌山市和佐中字向畑234番4地先まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

和歌山県告示第659号

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年6月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和6年5月17日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS・富士テレコムコンソーシアム

（代表者）FLCS株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

（構成員）富士テレコム株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

- 5 落札金額
53,852,920円（うち消費税及び地方消費税の額4,895,720円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年3月29日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警備業務の区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和6年9月5日（木）から同月13日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（2号）及び追加取得講習（2号）合わせて30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和6年9月10日（火）から同月13日（金）までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	令和6年9月5日（木）から同月13日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間		新規取得講習（3号）及び追加取得講習（3号）合わせて10名
3号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	令和6年9月10日（火）から同月13日（金）までの4日間		

備考

- 新規取得講習（2号）の一部については、追加取得講習（2号）と合同で実施する。
- 新規取得講習（3号）の一部については、追加取得講習（3号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（3号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格し

た者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和6年7月23日(火)から同月25日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時まで)の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に、受講受付専用電話(073-423-3344)により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、令和6年7月26日(金)から同年8月1日(木)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間。郵送による提出以外の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること(郵送により提出する場合は前記期間内に必着させること。)

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと(回答できない場合は受け付けない。)

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は(2)の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「2号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る

合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ

ンチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1)から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ、2の(2)のア、ウ若しくはオ、2の(3)のア、ウ若しくはオ又は2の(4)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習(2号) 38,000円
- (2) 追加取得講習(2号) 14,000円
- (3) 新規取得講習(3号) 38,000円
- (4) 追加取得講習(3号) 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110(内線3046、3047)

和歌山県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和6年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員

施設警備業務2級	5名
雑踏警備業務1級	5名
雑踏警備業務2級	5名
交通誘導警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和6年9月26日（木） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室7
雑踏警備業務1級	令和6年9月26日（木） 午前10時から正午まで	
雑踏警備業務2級	令和6年9月26日（木） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和6年9月26日（木） 午後2時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和6年9月26日（木） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和6年11月1日（金） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務1級	令和6年10月30日（水） 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	令和6年10月29日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	令和6年10月28日（月） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和6年10月31日（木） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

- (2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの
- (2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
施設警備業務2級	令和6年8月20日（火）から同月22日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署（管轄する警察署が有田湯浅警察署である場合は有田湯浅警察署有田分庁舎を、新宮警察署である場合は新宮警察署申本分庁舎をそれぞれ含む。以下同じ。）とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
施設警備業務2級	令和6年8月28日（水）から同月30日（金）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書 1通

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

- ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通
- イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
施設警備業務2級	16,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務1級	13,000円	
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）